

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員・・・取得率 65%以上
女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率 85%以上

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 育児休業中の代替要員の確保や配置転換を行い安心して休める環境を整備します

目標 2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月 30 時間未満とする。

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 業務量の見直し、DX 化による事務の効率化などの取組実施

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当社では働く看護師さんの職業紹介・労働者派遣事業を行っており多くの女性が活躍する場を拝見させて頂きました。その中で職業紹介に携わる当社職員も女性活躍推進に取り組める様に努めて参ります。(行動計画期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日)

目標 1：管理職に占める女性労働者の割合を 45%以上にします

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 将来のキャリア形成における希望を把握した上で適正な教育訓練が受けられる体制を構築する
- 令和 9 年 4 月～ 女性が活躍する社内環境整備のため新たな部門・部署の新設等により女性管理職の割合を 45%以上とする